

様

小規模企業基本法（仮称）の  
早期制定に係る要望書

平成25年10月28日

東北・北海道商工会連合会連絡協議会

会長 轡田 倉治

北海道商工会連合会	会長	荒尾 孝司
青森県商工会連合会	会長	今 誠康
岩手県商工会連合会	会長	千葉 庄悦
宮城県商工会連合会	会長	天野 忠正
秋田県商工会連合会	会長	村岡 淑郎
山形県商工会連合会	会長	小野木 覺
福島県商工会連合会	会長	轡田 倉治

## 小規模企業基本法（仮称）の早期制定について

平素は、中小・小規模企業の育成・支援に特段のご理解、ご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済につきましては一部に改善の兆しがみられるものの、地方の中小企業が景気回復を実感できる状況には至っていないのが現状であり、中小企業がその活力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要であります。

とりわけ、小規模企業（従業員20人以下。商業・サービス業は5人以下）は我が国全421万社の内、企業数で87%、雇用の5分の1を占めており、日本経済・産業の基盤として重要な役割を担っておりますが、経営資源に乏しく、近年、企業数、従業員数とも大幅に減少しております。

中小企業基本法が制定されてから、半世紀にわたり種々の施策が講じられてきましたが、産業構造の変化、地域コミュニティの衰退などが大きな課題となっている現在、小規模企業により一層、焦点を当てた政策体系を整備していくことが不可欠な状況にあります。

このため、先般の通常国会において、中小企業基本法を改正し小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、基本理念と施策の方針を明確化（小規模企業の意義として「地域経済の安定と経済社会の発展」に寄与していることを明記）するなどの措置を講じた「小規模企業活性化法」（小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する法律）が成立いたしました。

今後は、この趣旨を具現化するための抜本的な小規模企業対策の実行が確保されなくてはなりません。

つきましては、国に対する「中期的な小規模企業振興に係る基本計画策定の義務付け」や「小規模企業政策審議会」の設置などを盛り込んだ「小規模企業基本法（仮称）」の早期制定につきまして格別のご配慮をお願い申し上げます。

## 小規模企業活性化法による振興策イメージ

### 小規模企業活性化法における中小企業基本法の改正

- 《基本理念》 1. 地域経済の安定、地域住民の生活向上・交流促進  
2. 将来における我が国の経済・社会の発展

- 《施策の方針》 1. 地域における持続的な事業活動の確保 2. 地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化 3. 成長発展を実現するための環境整備

### 今後、小規模振興策を具体化

#### 1. 小規模企業振興施策を実施するための体制整備

##### 【小規模企業基本法の構成に盛り込む項目】

- ・小規模企業政策審議会の設置（国、自治体、支援機関が小規模振興策を審議）
- ・小規模企業振興計画の策定（中期的な方向性・工程表を策定）  
※これまで地域力連携拠点事業などが毎年のように変更されたが、中期的視点で小規模企業施策が継続的に実施される必要があるという観点。

#### 2. 小規模企業基本法に基づき実現すべき小規模企業振興策

##### （1）税制

- ・小規模企業の事業環境整備のための税制改正等
- ・創業後一定期間における法人税・所得税の免除

##### （2）金融

- ・マル経制度の抜本拡充（融資枠・金利）

##### （3）労働・社会保障

- ・協会健保への国庫補助の拡充、社会保険料負担の軽減

##### （4）経営支援

- ・創業促進と創業まもない事業者の育成（国費による創業支援担当指導員の設置）
- ・スモールビジネス創出など女性の経済活動参画促進支援策の実施
- ・新商品開発から販路開拓までの一貫した支援の実施
- ・事業承継・事業引継ぎを促進する支援策の実施
- ・地域資源を活用した創業や商品開発支援策の充実、強化
- ・小規模企業の経営情報をデータベース化し、データを活用した経営支援の加速
- ・大規模な小規模実態調査の定期実施と調査結果に基づく政策立案

##### （5）人材育成・能力開発

- ・若者や女性を対象とした創業・経営革新等に係る研修制度の拡充

##### （6）中山間地域の振興、コミュニティ維持活動支援

- ・中山間地域の振興、地域社会・生活基盤の維持の役割の位置づけと支援策の実施
- ・空き店舗の有効活用やコミュニティビジネスの強化を促す仕組みの整備